

Fundamental  
Plan  
for  
Regional  
Resilience  
in  
Kaminokawa  
Town

国土強靭化地域計画

上三川町



©かみたん



## 目次

第一章 地域計画策定の基本的な考え方 .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 基本理念.....	3
3 地域を強靭化するまでの目標.....	4
4 本計画の位置付け.....	5
第二章 上三川町の概況.....	8
1 本町の概要 .....	8
2 主な災害.....	18
第三章 脆弱性評価 .....	21
1 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定.....	21
2 脆弱性評価の結果 .....	25
第四章 国土強靭化の推進方針 .....	33
1 脆弱性評価に基づく個別施策分野の推進方針 .....	33
2 横断的分野の推進方針 .....	43
第五章 計画の推進と不断の見直し .....	44
1 優先的に取り組む施策.....	44
2 各種施策の推進及び進捗管理.....	46
別紙 上三川町地域強靭化実行計画	

## 第一章 地域計画策定の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

#### (1) 国土強靭化の趣旨

国土強靭化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するものです。

#### (2) 地域の強靭化を推進する主なメリット

国土強靭化の地域計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靭化を推進することで、主に①被害の縮小、②施策(事業)のスムーズな進捗、③地域の持続的な成長の3つのメリットが考えられます。

##### ① 被害の縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、強靭化の取組の主たる目標であり効果となります。

発災前における(=平時の)施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を通して地域が強靭化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます。

##### ② 施策(事業)のスムーズな進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、庁内の意識の共有や推進力の出現、関係府省庁の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策(事業)のスムーズな進捗が期待できます。

##### ③ 地域の持続的な成長

地域の強靭化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長も促すものです。さらに、地域計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。強靭化と地域活性化が連動し、相乗効果を上げることが期待できます。

# 第一章 地域計画策定の基本的な考え方

## (3) 国土強靭化基本計画

我が国は、平成23年の東日本大震災において、未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年12月11日法律第95号)(以下「基本法」という。)」が制定されました。

さらに国では、基本法第10条第1項の規定に基づき、国土強靭化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する「国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。)」を平成26年6月に閣議決定し、その後、平成30年12月に基本計画の見直しを行いました。この基本計画は、他の国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきもので、以下の事項について定めています。

- 一 國土強靭化基本計画の対象とする国土強靭化に関する施策の分野
- 二 國土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

## (4) 栃木県国土強靭化地域計画

栃木県は、大規模な自然災害が比較的少ないと言われていますが、平成23年3月の東日本大震災では、甚大な被害を受けたほか、ここ数年において平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年10月台風第19号など、気象の急変に伴う局地的な自然災害が発生しています。

これまで県では、「災害に強いとちぎづくり条例」の制定や地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めてきたところですが、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。このことから、それまでの自然災害から得た教訓等を踏まえ、基本法第13条の規定に基づき、「栃木県国土強靭化地域計画」を平成28年2月に策定し、計画に掲げた4つの基本目標の実現に向けて、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進しています。

# 第一章 地域計画策定の基本的な考え方

## (5)上三川町国土強靭化地域計画の策定の趣旨

人口減少、少子高齢化が進行する中で持続的発展を遂げ、総合計画が目指す上三川町の将来像を実現するために、国土強靭化の観点から防災・減災のみならず、復旧・復興を見据えた町の戦略的取組を体系化することが求められます。

これらのことから、本町は、基本法第 13 条の規定に基づき、国の基本計画と県の地域計画を踏まえて「上三川町国土強靭化地域計画」を策定し、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靭な上三川」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進します。

## 2 基本理念

本町では、先人から受け継いだ伝統・文化、豊かな自然環境などを確実に次の世代に引き継ぐため、国土強靭化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた防災・減災と、地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、地域の実情を踏まえ、自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全を図ることにより、「次代に輝く、強く、しなやかな上三川」を目指すものとします。



## 3 地域を強靭化するまでの目標

国の基本計画や県の地域計画との調和を保つため、上三川町国土強靭化地域計画の「基本目標」と、基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」について、国や県の計画を踏まえ以下のとおり設定します。

### (1) 基本目標

- ① 町民の生命が最大限保護されること。
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること。

### (2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標

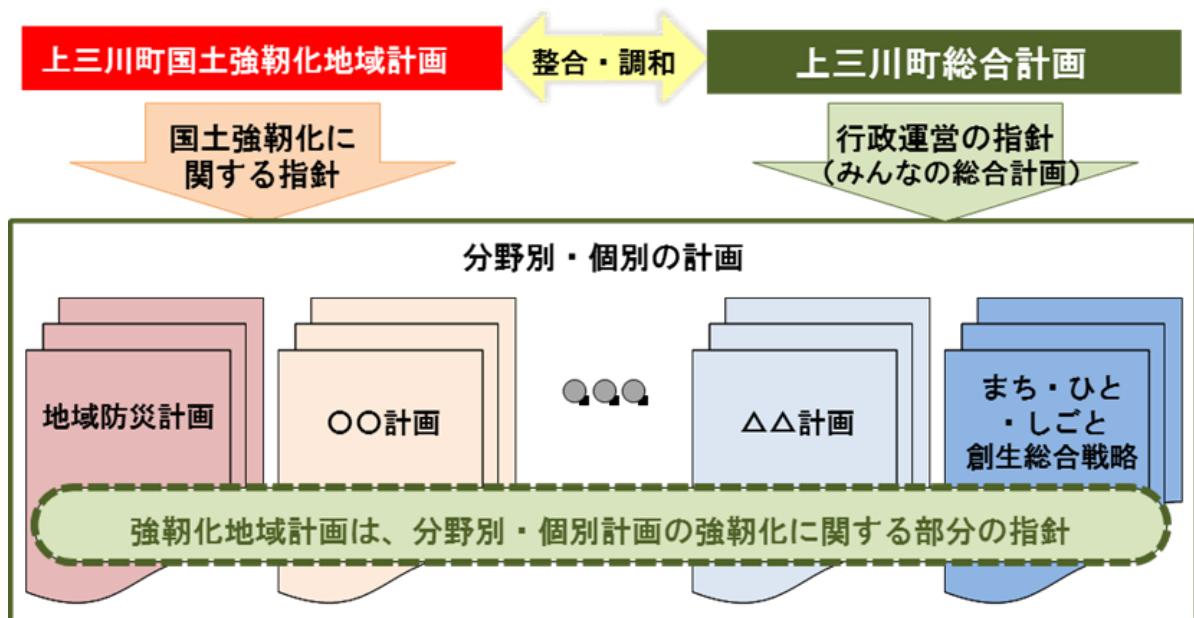
- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

# 第一章 地域計画策定の基本的な考え方

## 4 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靭化地域計画であり、国の基本計画及び県の地域計画との調和を保ちながら策定するものです。

行政の基本方針である上三川町総合計画や災害対策基本法に基づき、上三川町防災会議が作成した上三川町地域防災計画等とも整合性を図りながら策定し、本町の分野別・個別計画の国土強靭化に関する施策の指針とするものです。



# 第一章 地域計画策定の基本的な考え方

## 5 地域防災計画との関係

本計画は、国土強靭化に係る指針性を有することから、国土強靭化に関しては、災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。従って、本計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

本計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

### ① 検討のアプローチ

国土利用や経済社会システムの強靭性に着目し、地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討します。

### ② 対象とするフェーズ

発災前における(=平時の)施策を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としません(ただし、発災時の対処(応急対策)、発災後の対処(復旧・復興)を効果的に行うための事前の備えは対象となります)。

### ③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を明らかにします。目標を明確化し、主たるリスクと強靭化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行った上で、これに基づき対策を検討します。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものです。

### ④ 重点化と進捗管理

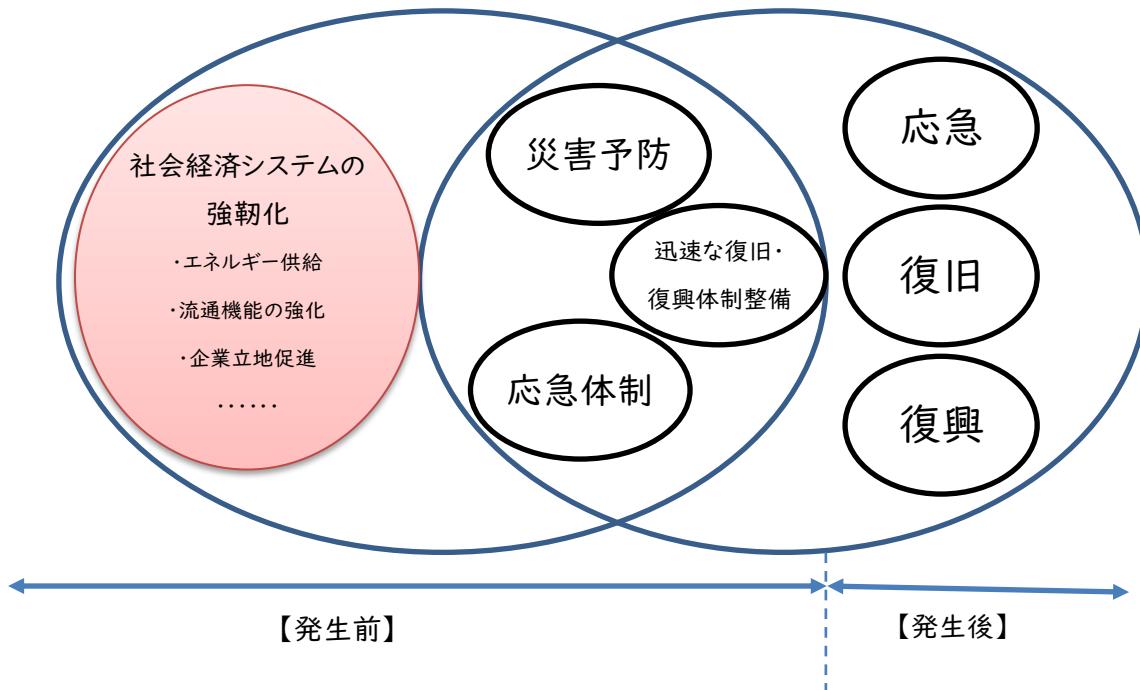
施策の重点化・優先順位付けを行い、進捗管理を適切に実施できるようにします。

# 第一章 地域計画策定の基本的な考え方

## 【地域防災計画との比較】

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発生前	発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

## 【国土強靭化地域計画】



## 6 地方創生との関係

国土強靭化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で違いがあるものの、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有する点で同じ取組であると言えます。

このため、国土強靭化地域計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携を図りながら策定し、限りある資源の活用に努めます。

## 第二章 上三川町の概況

### 第二章 上三川町の概況

#### 1 本町の概要

##### (1) 自然的条件

###### ① 位置

関東平野の北部に位置する本町は、首都東京からは北に90km、県都宇都宮市の南に位置し、東は真岡市、西と南は下野市に接しています。町の広さは、南北約11km、東西約8km、面積は54.39km<sup>2</sup>で、ほぼ平坦な地形により構成されています。

町内には、“三川の郷”と呼ばれるゆえんとなった“鬼怒川”・“江川”・“田川”的3本の河川が南流し、豊かな水と大地に恵まれた空間を有しています。

美しくのどかな田園が町全域に広がるなか、太平洋・日本海の広域の玄関口にアクセスする北関東自動車道が町北部を東西方向に、町中央部及び町西部には東京圏や東北圏、県都宇都宮方面に連絡する新4号国道、国道4号及びJR宇都宮線が南北方向に走っており、その沿線には、まとまりのある住宅地や工業地・商業地が形成されています。

上三川町の位置



## 第二章 上三川町の概況

### ②地形

本町は関東平野の北部に位置し、比較的平坦な地形です。標高は約60mから80mの間にあり、北西方向約50kmに2,000m級の日光連山があるため、わずかではありますが北に高く南に低くなっています。河川、低地部及び穏やかな台地部からなり、東側から(1)鬼怒川低地(2)岡本台地(3)田原台地(4)田川低地(5)宝木台地の5つの地層に属しています。

#### ア) 鬼怒川低地

南北に長い沖積地で、大部分が沖積世における鬼怒川の氾濫原であるため、一般に関東ローム層の初生的堆積はみられません。表土の直下は礫層です。

#### イ) 岡本台地

洪積地であるこの台地の上部は、表土・ローム層がおおい、その下に段丘礫層がみられます。礫種は砂岩・粘板岩・チャート・安山岩・石英斑岩・流紋岩など多様で細礫・粗砂で充填されており、固結度は低く、透水性です。

#### ウ) 田原台地

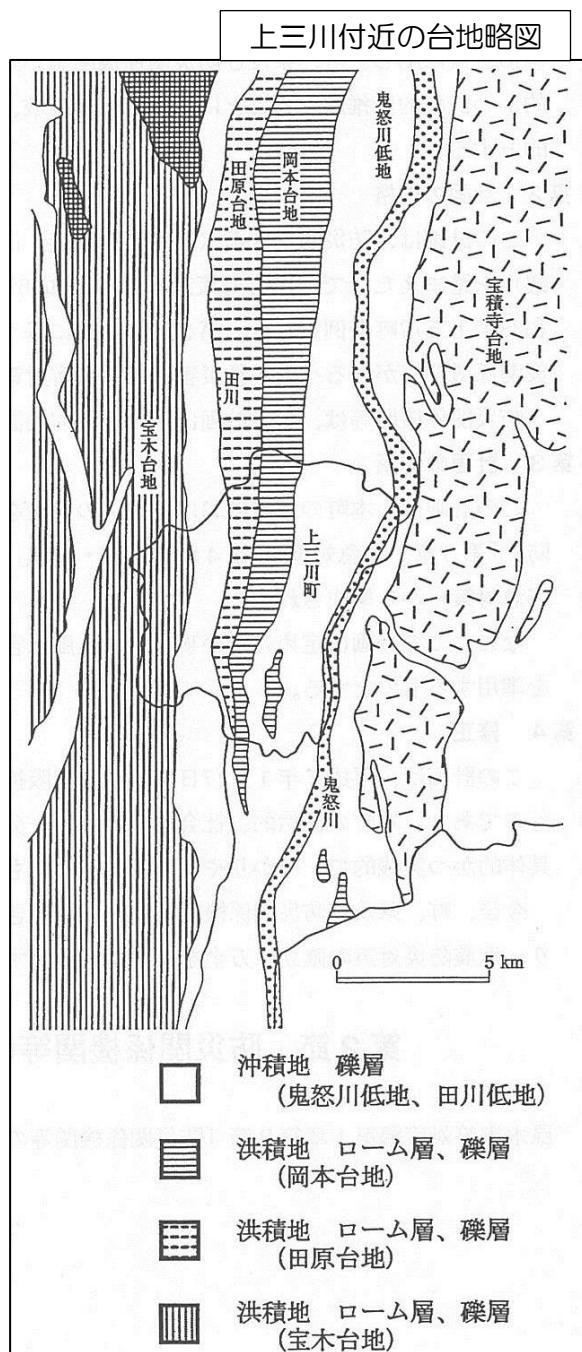
中央台地東部から田川低地に緩やかに高度を減じているこの台地は洪積地で、上部は約2メートルのローム層でおおわれ、下位に段丘礫層がきていて。礫種は古期岩・流紋岩・安山岩・その他で構成されています。

#### エ) 田川低地

田川を中心に沖積地として開け肥沃度の高い耕地を形成するこの低地は、鬼怒川低地に準ずる礫層からなります。

#### オ) 宝木台地

この台地は表土・ローム層・宝木段丘礫層からなり、礫種はチャート・粘板岩・石英斑岩・流紋岩・安山岩などで、礫層はほとんど水平層をなしています。地下7~20メートル付近には豊富な地下水があります。



[出典：上三川町地域防災計画]

## 第二章 上三川町の概況

### ③ 気象

本町は、気候上は夏の高温、冬の強い季節風と乾燥を特徴とする「太平洋側気候」の中でも「中部・関東型」に属しますが、その中では季節風はやや弱く、空気の移動が鈍く、夜明け頃低温になるという内陸性を示しています。県内としては、比較的温暖で、住みよい気候といえます。

過去10年間の年平均気温は14.6°C、降雨量は年間約1,600mmです。



気温及び降水量の推移(宇都宮地方気象台)

年	気温(°C)			合計	降水量(mm)					
	平均	最高	最低		最大	各階級の日数(日)				
						(1日)	1mm以上	10mm以上	30mm以上	
2010	14.8	37.2	-5.5	1718.0	87.0	123	60	15	2	
2011	14.2	37.5	-7.4	1619.5	165.5	98	46	12	5	
2012	14.0	36.4	-7.0	1668.0	202.5	113	50	12	4	
2013	14.4	36.9	-6.8	1505	72	108	47	15	4	
2014	14.2	37.3	-7.6	1764	101.5	104	50	23	7	
2015	14.9	36.5	-5.0	1651	177.5	116	53	8	4	
2016	14.8	36.2	-6.2	1592	128	108	47	12	6	
2017	14.1	36.1	-6.4	1308	95.5	109	38	10	5	
2018	15.2	36.9	-8.0	1257	67	101	46	13	2	
2019	14.9	36.4	-5.3	1868	325.5	120	44	16	7	
平均	14.6	36.7	-6.5	1595	142	110	48	14	5	

出典:気象庁(宇都宮地方気象台)

## 第二章 上三川町の概況

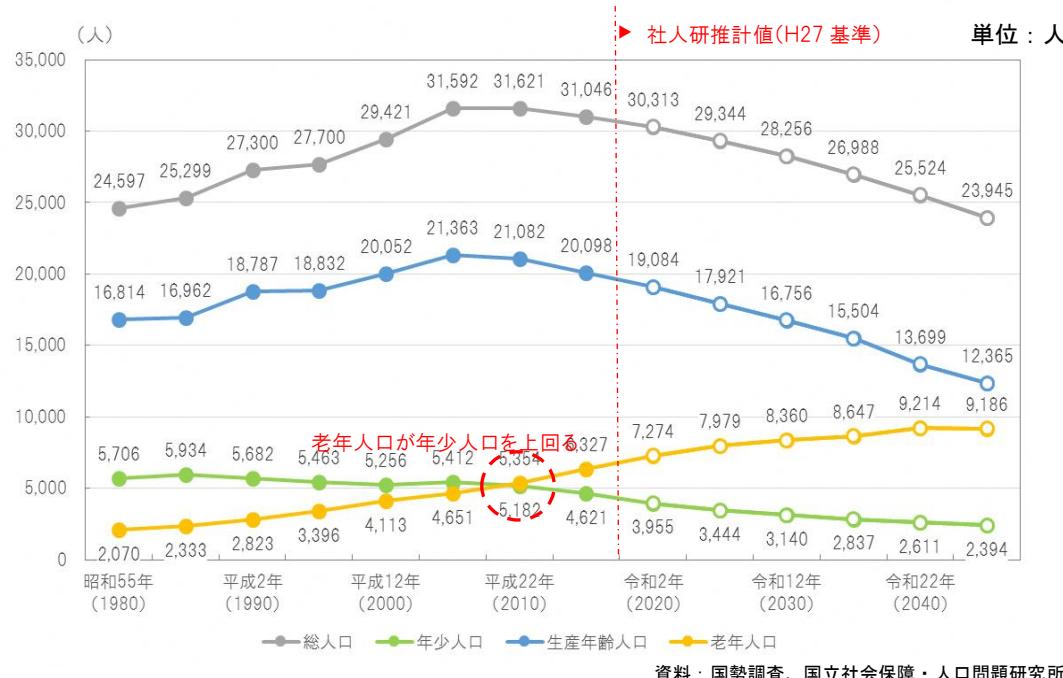
### (2) 社会的条件

#### ①人口・世帯

本町の総人口の推移は、全国的な社会経済情勢(高度経済成長、第2次ベビーブームなど)の変化、本町における大きな環境変化(大手自動車工場の操業、土地区画整理事業の実施による住宅地整備など)を背景に、右肩上がりの増加傾向が平成17年まで継続されてきました。しかしながら、平成22年の31,621人をピークに減少傾向にあり、平成27年は31,046人となっています。

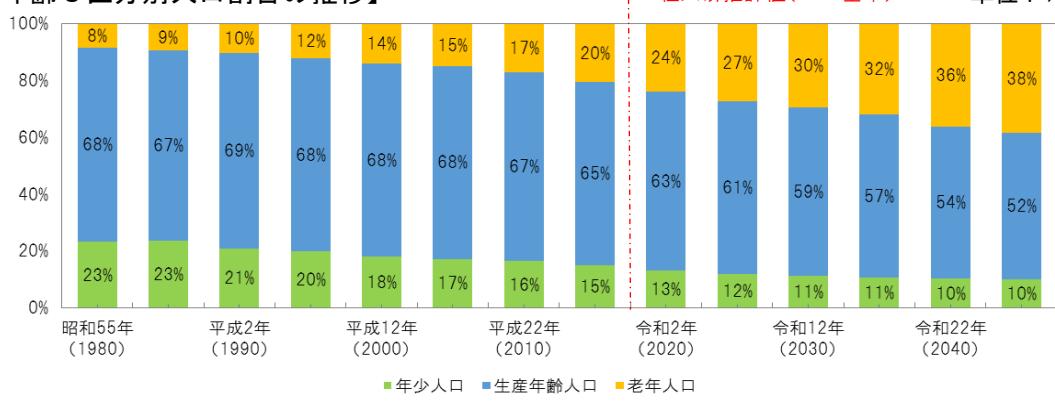
今後もこの傾向が続いた場合、15年後の令和17年(2035年)には人口が27,000人を下回り、高齢化率が30%を超え、その10年後の令和27年(2045年)には、人口が24,000人を下回り、高齢化率が38%を超える見込みとなっています。

#### 【総人口・年齢3区分別人口の推移・将来推計】



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値

#### 【年齢3区分別人口割合の推移】



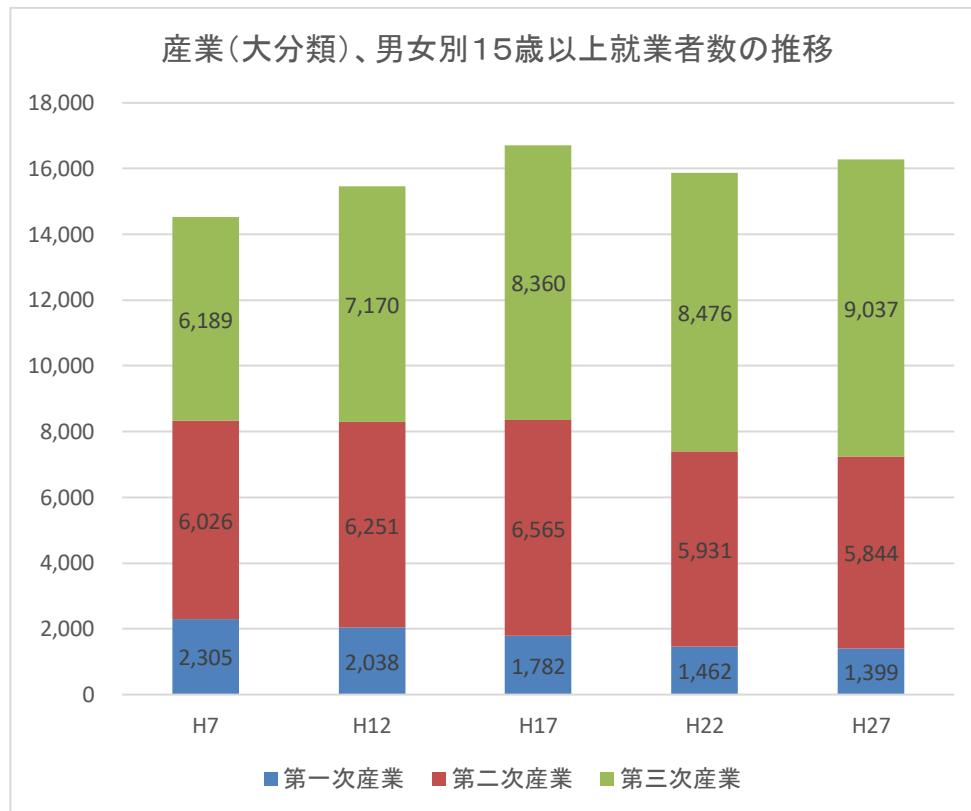
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値

## 第二章 上三川町の概況

### ②産業

本町は第2次産業、特に大規模な自動車産業の比重が高く、地域経済や町行政に大きな影響を及ぼしている。しかし、小規模高生産型の農業生産基盤を持ち、立地条件の良さを生かした商業施設も建設されているが、中心市街地の商店街の空洞化が課題となっています。

本町の産業別就業者数(分類不能を除く)の推移をみると、第一次産業・第二次産業の就業者数が減少している一方で、第三次産業の就業者数が著しく増加しています。



産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数の推移

単位:人

産業大分類	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数	構成比								
第一次産業	2,305	15.9%	2,038	13.2%	1,782	10.7%	1,462	9.2%	1,399	8.6%
第二次産業	6,026	41.5%	6,251	40.4%	6,565	39.3%	5,931	37.4%	5,844	35.9%
第三次産業	6,189	42.6%	7,170	46.4%	8,360	50.0%	8,476	53.4%	9,037	55.5%

## 第二章 上三川町の概況

### ③交通

#### 【道路】

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、平常時から緊急輸送体制の整備を図る必要があります。

栃木県では、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路を指定しています。

また、県指定の道路以外でも緊急輸送道路とネットワークを形成する町道や橋梁の整備・改修を計画的に行うとともに、平時から交通量の多い本町において、主要道路以外の道路の多重化を進める必要があります。

#### 上三川町内の県指定緊急輸送道路

区分	道路種別	路線名	区間
第1次 緊急輸送道路	高速自動車 国道	北関東自動車道	足利市鹿島町[群馬県境]～真岡市水戸部[茨城県境]
	国道 (国管理)	国道4号	野木町野木[茨城県境]～那須町豊原乙[福島県境]
		国道4号バイパス	小山市東野田[茨城県境]～宇都宮市平出工業団地[国道4号交点]
第2次 緊急輸送道路	国道 (県管理)	国道352号	壬生町本丸1本丸1交差点[宇都宮栃木線交点]～上三川町上三川上三川交差点[新国道4号交点]
	主要地方道	真岡上三川線	上三川町上三川上三川交差点[新4号バイパス交点]～真岡市長田長田交差点[国道408号交点]
第3次 緊急輸送道路	主要地方道	宇都宮結城線	宇都宮市御蔵町[平成通り交点]～小山市梁[茨城県境]
		羽生田上蒲生線	壬生町寿町おもちゃのまち交差点[宇都宮栃木線交点]～上三川町上蒲生上蒲生中交差点[新4号バイパス交点]
	一般県道	雀宮真岡線	宇都宮市新富町[国道4号交点]～上三川町磯岡磯岡交差点[新4号バイパス交点]

## 第二章 上三川町の概況

町内の主要道路(高速道路・国道・県道交通量)(単位:台)

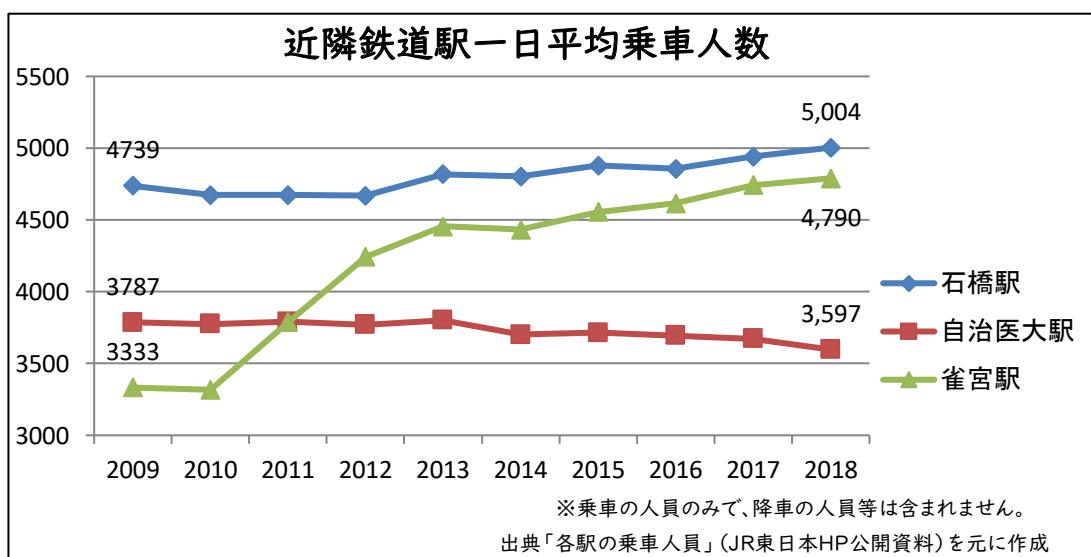
	路線名	昼間12時間交通量(上下合計)			24時間交通量(上下合計)		
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
高速	北関東自動車道	15,001	5,523	20,524	18,532	7,980	26,512
国道	新4号国道	43,424	11,428	54,852	58,310	17,646	75,956
	国道4号	9,755	626	10,381	13,138	836	13,974
	一般国道352号	11,819	2,275	14,094	15,741	3,286	19,027
県道	宇都宮結城線	4,455	995	5,450	5,743	1,233	6,976
	真岡上三川線	19,086	3,187	22,273	25,407	5,107	30,514
	羽生田上蒲生線	5,901	929	6,830	7,553	1,258	8,811
	結城石橋線	3,199	195	3,394	3,923	320	4,243
	下岡本上三川線	1,762	103	1,865	2,201	186	2,387
	雀宮真岡線	11,594	873	12,467	15,817	1,061	16,878
	二宮宇都宮線	8,182	889	9,071	10,524	1,359	11,883

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査

### 【鉄道】

本町は、町内に鉄道駅を有していませんが、西部でJR東北本線(宇都宮線)石橋駅と接しており、通勤・通学客を始め、多くの町民の交通手段として利用されています。

上三川町近隣の鉄道駅の1日平均乗車人数の推移を見てみると、雀宮駅が平成23(2011)年度に橋上駅化による東口の完成及び宇都宮工業高校の移転等により乗車人数が増加していますが、他の鉄道駅は毎年度ほぼ同数の利用者で推移しています。



## 第二章 上三川町の概況



### 【貨物】

本町の西端、下野市にまたがるエリアに「宇都宮貨物ターミナル駅」があります。

1971年に開業した宇都宮貨物ターミナル駅は、首都圏と東北圏を結ぶ主要ターミナル駅となっており、輸送拠点として重要な役割を担っています。

### 貨物発着トン数(栃木県内)

	計	発送	到着
宇都宮貨物ターミナル駅	2,006,316 トン	510,139 トン	1,496,177 トン
矢板駅	44,710 トン	22,535 トン	22,175 トン
小山駅	900 トン	800 トン	100 トン

栃木県統計年鑑 平成30(2018)年版

## 第二章 上三川町の概況

### 【バス】

#### (1)路線バス

系統名
石橋駅・真岡車庫線
駒生～屋板～上三川車庫線
駒生～FKD～上三川車庫線
駒生～平松～本郷台西汗・東汗線

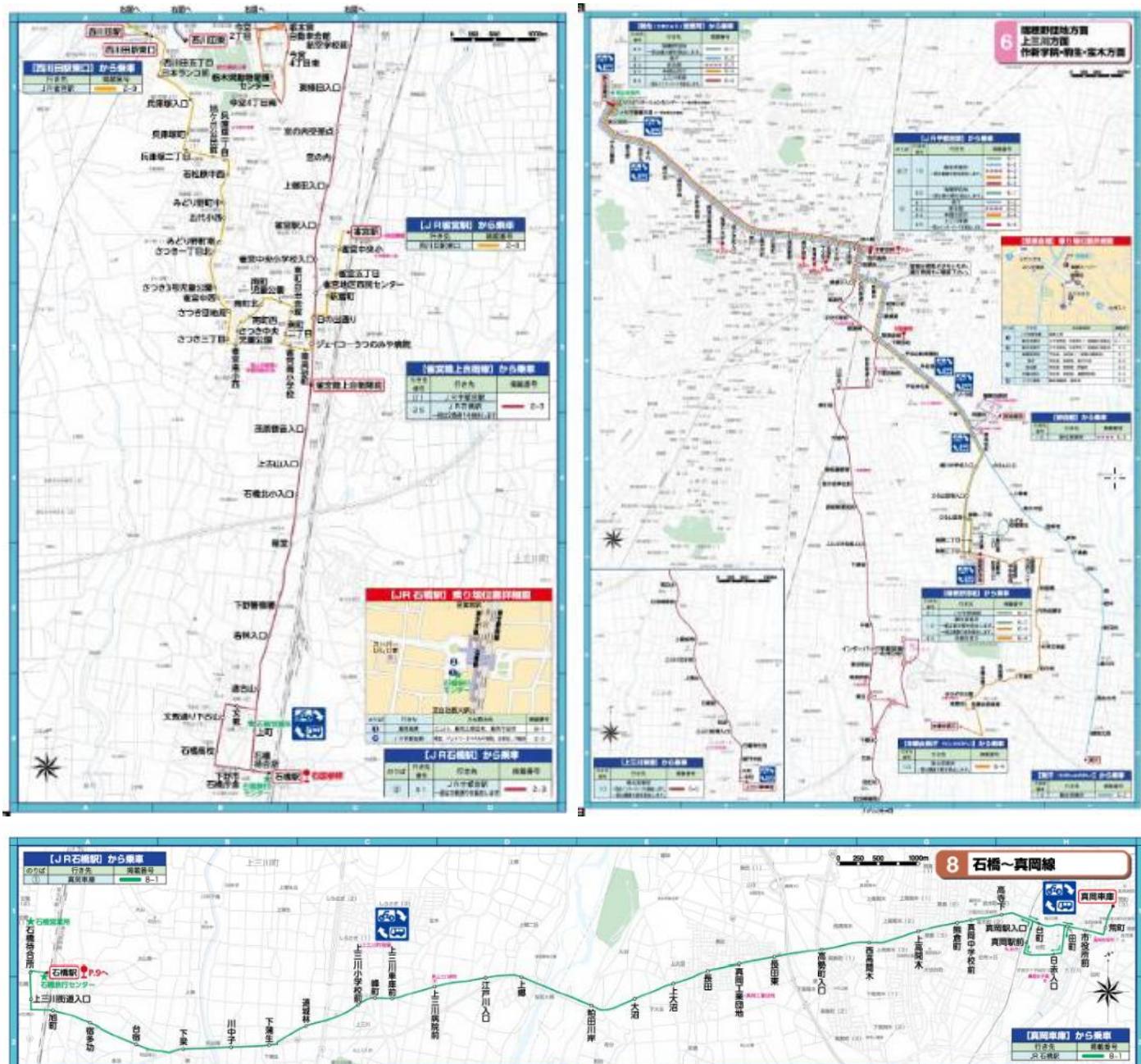


図4-2 路線図(路線バス)

出典「路線図一覧」(関東自動車HP公開資料)を元に作成

## 第二章 上三川町の概況

## 路線バス輸送人員の推移

上三川町内を運行する路線バスの路線ごとの過去5年の輸送人員推移を見てみると、輸送人員に大きな変動はないことから、路線に対して、繰り返し利用する固定客が定着していると推測されます。また、石橋駅・真岡車庫線は利用者が増加している傾向があり、鉄道駅との連結に需要があることが考えられます。

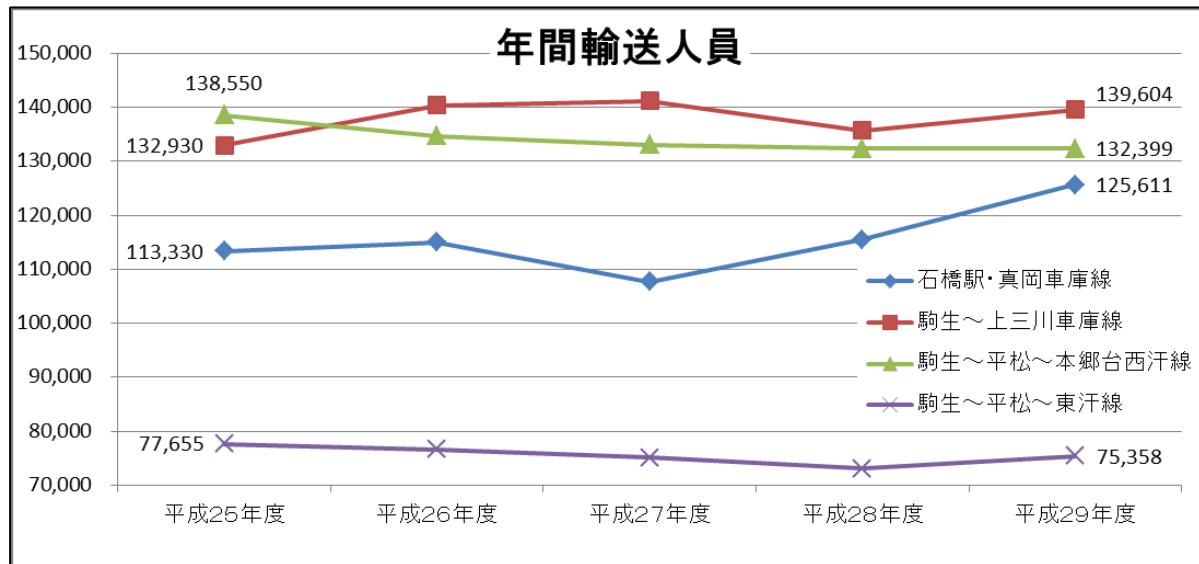


図4-3 路線バス輸送人員の推移(データ提供:関東自動車(株))

## (2) 広域連携バス

令和元年10月から、石橋駅を拠点とした下野市・上三川町・壬生町をつなぐ「ゆうがおバス」が運行を開始しています。



## 第二章 上三川町の概況

### 2 主な災害

#### (1) 過去の主な災害

本町及び本町周辺における過去の主な災害は次のとおりです(明治 35 年の足尾台風以降は町制施行(昭和 30 年)以降の災害を掲載)。

年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
明治 35 年 9. 25~28(1902 年)	足尾台風(県全域)	鬼怒川大洪水。死者 156、行方不明 63、負傷 280、家屋全壊 8,217 戸、半壊 389 戸、流失 412 戸、浸水 1,722 戸 (県内被害)
昭和 34. 9. 27(1959 年)	伊勢湾台風(県全域)	人的被害は、紀伊半島の和歌山県、奈良県、伊勢湾沿岸の三重県、愛知県、日本アルプス寄りの岐阜県を中心に犠牲者 5,098 人(死者 4,697 人、行方不明者 401 人)負傷者 38,921 人にのぼり、人的被害、経済的被害の規模の大きさから、明治維新以後で最大級の自然災害の1つである。
昭和 45. 8. 6(1970 年)	突風、降ひょう(上三川町、旧南河内町)	降ひょうを伴う突風。重傷1、軽傷4、家屋全壊1、同半壊3、一部破損 73、被害総額 147,210 千円(上三川町、旧南河内町)
昭和 51. 5. 26~7. 19(1976 年)	豪雨と台風9号(那須・塩谷を除く県全域)	5月 26 日、6月5日、7月 13 日、19 日
昭和 61. 8. 4~8. 5(1986 年)	台風 10 号及びその後の低気圧による大雨(県全域)	
平成 2. 9. 19~9. 20(1990 年)	竜巻及び台風 19 号(おおむね県全域)	台風 19 号の影響下の 19 日 22 時 20 分頃、壬生町から宇都宮市にかけて竜巻が発生。軽傷者及び住家の被害等が発生した。
平成 3. 8月末~10 月中旬 (1991 年)	台風及び長雨(県全域)	8月 31 日の台風 14 号に伴う大雨、9月に入り8日の台風 15 号に伴う大雨、13~14 日の台風 17 号に伴う大雨、強風、10 月に入り6~13 日にかけて秋雨前線を活発化させた台風 21 号により大雨など長期間にわたり、雨(風)の日が断続的に続いたことにより、多大な農産・畜産被害が発生した。
平成 4. 5. 20~5. 27(1992 年)	降ひょう、竜巻(県北部を除く地域)	連日の降ひょう及び 5 月 23 日の竜巻により農作物、農業用施設に被害が発生した。
平成 4. 9. 4(1992 年)	突風、降ひょう(県央)	益子町及び真岡市の一部に突風が発生し、住家被害を受け

## 第二章 上三川町の概況

	部、県東部、県西部)	たほか、宇都宮市東部及び芳賀郡内で降ひょうのため農作物に被害が発生した。
平成 10. 8. 26~8. 31(1998 年)	8月末豪雨(県全域)	8月 26 日から 31 日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の間接的な影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった所が多かった。
平成 13. 8. 21~8. 23(2001 年)	台風 11 号(おおむね 県全域)	速度が遅く、長時間にわたって影響が及んだ。この台風により、紀伊半島を中心に大雨となった。
平成 13. 9. 9~9. 11(2001 年)	台風 15 号(おおむ ね県全域)	台風の上陸した関東地方では暴風と大雨の被害を発生し、首都圏の交通機関は運休や遅延を余儀なくされた。この台風の被害は四国から北海道の広い範囲に及び、特に東海地方と関東地方での被害が大きかった。
平成 14. 7. 9~7. 11(2002 年)	梅雨前線豪雨及び 台風6号 (おおむね県全域)	梅雨前線及び台風6号が日本付近に接近し、九州地方から関東地方、東北地方以南のほぼ全国に豪雨をもたらした。
平成 19. 9. 5~9. 7(2007 年)	台風9号(おおむね 県全域)	関東地方などで大雨・暴風被害が相次ぎ、それに伴う交通機関の大混乱を引き起こし、また多数の死傷者を出した。
平成 20. 8. 28~8. 29(2008 年)	8月末豪雨 (おおむね県全域)	本州に停滞する前線の影響で大気の状態が不安定となり、20 日夜から 30 日未明にかけて、雷を伴い非常に激しい雨が降った。
平成 23. 3. 11(2011 年)	東北地方太平洋沖 地震 (県全域)	牡鹿半島の東南東約 130km 付近の太平洋(三陸沖)の海底、深さ約 24km を震源として発生した。地震の規模を示すマグニチュードは9.0であり、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした。  本町では震度5強を観測した。  本町の被害の状況  住宅被害(一部損壊) 175 棟 ブロック塀等損壊 84 箇所
平成 23. 9. 21~9. 22(2011 年)	台風 15 号(おおむ ね県全域)	静岡県浜松市付近に 21 日午後2時過ぎに上陸し、勢力を強めながら速度を上げ、東海・関東・東北地方を縦断した。本町においては、21 日午後6時 50 分に田川明治橋の水位が避難判断水位を超え、石田・下蒲生・五分一地内の 20 世帯に

## 第二章 上三川町の概況

		<p>避難を勧告し、22日午前1時に解除する。</p> <p>本町の被害の状況</p> <p>五分一地内 住宅床下浸水 1戸</p> <p>東蓼沼橋流失</p>
平成 24.5.3(2012年)	大雨(おおむね県全域)	<p>本町の被害の状況</p> <p>大山地内 住宅床下浸水 2戸</p> <p>石田地内 住宅床下浸水 1戸</p> <p>倉庫床下浸水 2戸</p>
平成 24.5.6(2012年)	竜巻(県東南部)	栃木県及び茨城県において複数の竜巻が発生し、死者1名を含む人的被害、2,000棟を超える住家等全半壊など被害が発生した。
平成 27.9.9(2015年)	台風18号(関東東北豪雨)	川中子・石田・五分一・神主地区合計234戸に避難勧告を発令し、合計21世帯52名が避難した。
平成 28.8.22(2016年)	台風9号	川中子・五分一地区に避難準備情報を発令した。
平成 30.9.4(2018年)	台風21号	近畿・東海・北陸・北海道を中心に記録的な暴風となった。最大瞬間風速は、全国927の風の観測点のうち、近畿で33、北海道で22、東海で21、北陸で12など、合計100の観測点で観測史上最大値を更新した。
令和元.10.12～13(2019年)	台風19号	<p>台風第19号は12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。</p> <p>栃木県内では、この台風の影響により、宇都宮で16.7メートルの最大風速を、26.7メートルの最大瞬間風速を観測した。</p> <p>10月11日00時から13日9時の総降水量は、宇都宮で330.0ミリ、1時間の最大降水量は52.5ミリを観測した。</p> <p>上三川町でもこの影響で田川の複数箇所で溢水し、230世帯、580人が避難所に避難した。</p> <p>本町におけるその他の被害状況</p> <p>(1)住家被害 床上浸水:6棟、床下浸水:29棟</p> <p>(2)非住家被害 公共建物:0棟、その他:78棟</p>

## 第三章 脆弱性評価

### 1 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定

本町の強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、国が策定した「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本町が直面するおそれがある大規模自然災害などのリスクに対し、現行の施策の対応を確認することで脆弱性の評価を行います。

#### (1) 想定するリスク

生活や経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、首都直下地震、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定します。

特に、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、今後発生が懸念される「巨大地震」、さらには、本町において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水」や、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害」などの大規模自然災害を想定します。

#### (2) 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、8つの事前に備えるべき目標と45のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

また、栃木県の地域計画においては、これを参考としながら、内陸県であることなど、地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、24のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

さらに町では、脆弱性を評価するため、国及び県が実施した評価手法等を参考とし、基本計画のリスクシナリオ及び県地域計画のリスクシナリオを踏まえ、町地域計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定します。

### 第三章 脆弱性評価

#### 起きてはならない最悪の事態

基本目標	(1) 人命の保護が最大限図られること。 (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。 (4) 迅速な復旧・復興を図ること。		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		上三川町
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	—
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	—
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	—
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	—
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	—
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	○
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	—
	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	—
	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○
④	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○

### 第三章 脆弱性評価

	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	—
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	—
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	—
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	—
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	—
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	—
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響	—
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	—
		5-8	食料等の安定供給の停滞	○
		5-9	異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	—
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	—
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	—
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	—
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	—
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	—
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	—

### 第三章 脆弱性評価

		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	—
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	○
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○	
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○	
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	—	
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○	
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	—	
	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	—	

#### (3) 施策分野の設定

(2)で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、国や県の施策分野を参考に、町の状況に応じて施策分野を設定します。

##### (個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等
- ②住宅・都市・土地利用
- ③保健医療・福祉
- ④エネルギー・産業・環境
- ⑤情報通信・交通・物流
- ⑥農林水産
- ⑦教育・文化

##### (横断的施策分野)

リスクコミュニケーション・老朽化対策

## 2 脆弱性評価の結果

### リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

#### 1 人命の保護が最大限図られること

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### 1. 災害に対する意識の高揚

自らの身の安全は自ら守るということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る必要がある。

##### 2. 建築物の耐震・安全化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る必要がある。

###### (1) 町庁舎等の整備

町は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う町庁舎等について、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の維持・確保を図る。

###### (2) 学校校舎

町教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

###### ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

###### イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

### 第三章 脆弱性評価

#### 3. 避難行動要支援者への配慮

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする避難行動要支援者となることが想定されるため、こうした人々に配慮した個人情報保護を配慮したうえでの所在情報の確認や自主防災組織・NPO等と連携を強化していくなどの防災対策を推進していく必要がある。

#### 4. 地域の防災力の向上

自らの身の安全は自ら守るということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から地震に関する基本的な知識を身につけるとともに、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努め、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る必要がある。

#### 5. 学校の防災対策

大規模地震や台風、竜巻等による風水害発生時の児童・生徒等の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める必要がある。

##### (1) 事前対策の確立

校長等は、台風や豪雨時の児童・生徒の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。

##### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

##### (3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

### 第三章 脆弱性評価

#### 6. 情報収集及び伝達体制の整備・強化

町は、気象予警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る必要がある。

#### 7. 道路橋梁施設の強靭化

道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕を実施するとともに、日常パトロールを実施し、危険箇所の早期発見と改善に努める必要がある。

#### 1-2 密集中市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

##### 1. 消防団の強化

消防団(水防団)は、災害時においては消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、次の事業を実施し、消防団(水防団)の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る必要がある。

- (1) 団活性化計画の整備
- (2) 団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する団活動や加入促進の広報等

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### 1. 河川の強靭化

本町には、鬼怒川・田川・江川・武名瀬川・篠郷川の5本の一級河川が存在し、国・県において整備を進めている状況である。武名瀬川については、田川合流点(下野市谷地賀)～サイヤ橋(主要地方道宇都宮結城線)までの延長 6,500mで、平成6年度に河川改修事業に着手し、上三川町五分一及び下蒲生地区の新4号国道付近の改修を実施している状況である。

また、田川についても、上三川町石田地区の下石田橋から上流は、法面勾配が急で痩せた堤防の、俗にいう「カミソリ堤」の形状となっており、腹付け盛土などの堤防の質的整備を実施している。

### 第三章 脆弱性評価

なお、普通河川においては、主に用排水路(農業用)として整備がなされている状況であるが、土地利用形態の変化に伴う流出形態に変化がみられ、現在の河川流下能力以上の流出量が河川に流出することによる災害が懸念されており、総合的な整備に努めるものとする。

また、県防災行政ネットワークなどを通じて、異常気象時における雨量、水位情報の収集に努めるものとする。

#### 2. 浸水等の想定及び対策

大規模な水害に対応するために、国や県が指定した浸水被害想定区域に該当する場合、洪水ハザードマップの周知を徹底するなど、ハード、ソフトが一体となった総合的な流域の安全度を確保するための社会基盤の整備や既存施設の強化を図り、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う必要がある。

#### 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

##### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

###### 1. 物資等補給体制の確保

災害発生時に、町、石橋地区消防組合の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに県との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備するとともに、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める必要がある。

##### 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

###### 1. 帰宅困難者への対策

町は、住民がとるべき帰宅困難者対策をあらかじめ整理し、広報紙やホームページ等に掲載するなどして住民への事前周知を図る必要がある。

また、企業や事業所等又は学校は、帰宅困難者の発生に備えて、従業員又は児童・生徒に、「大規模震災が発生したときは、見通しのないまま帰宅を開始しない」等必要な帰宅困難者対策の周知に努める必要がある。

### 第三章 脆弱性評価

#### 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

##### 1. 医療救護体制の確保

大規模な風水害、震災等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、町では、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る必要がある。

#### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

##### 1. 衛生環境の悪化防止

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心と人身の安定・保護のため、町は関係機関と連携して、保健衛生対策、動物の管理等の的確な実施を図る必要がある。

#### 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

##### 1. 避難所における健康管理・生活環境の確保

町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設け、保健師等による巡回健康相談等を実施する必要がある。

町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、避難行動要支援者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保すること

#### 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 1. 災害対策本部運営体制の確保

町は、災害対策活動の第一線の拠点となる町役場について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の整備充実など、必要な整備を図る必要がある。

また、被災により町役場の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく必要がある。

### 第三章 脆弱性評価

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

###### 1. 情報収集及び伝達体制の整備・強化(再掲)

町は、気象予警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る必要がある。

#### 5 経済活動を機能不全に陥らせないこと

##### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

###### 1. 企業の災害対応能力の向上

企業は、災害時に果たす社会的役割(従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育等の実施など、防災活動の推進に努める必要がある。そのため町は、県と連携して、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、企業防災マニュアルや業務継続計画の策定等の事業継続体制の整備を支援する必要がある。

##### 5-8 食料等の安定供給の停滞

###### 1. 食料等の確保及び供給体制の整備

町、県、農業関係施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に止めるために、相互に連携して施設整備等の予防対策を実施する必要がある。

#### 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること

##### 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

###### 1. 上水道施設の機能維持

町は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。

### 第三章 脆弱性評価

#### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる共有停止

##### 1. 汚水処理機能の確保

下水道管理者は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員の配備、資材・器材等の点検、確保を行う必要がある。

#### 6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

##### 1. 避難路の確保

老朽化対策としての既存道路の改修、新規生活道路の整備など総合的な視点から生活道路の整備を推進し、災害に強い道路網と地域住民の避難路を確保する必要がある。

##### 2. 速やかな道路復旧

国や県、建設業者等と連携し、災害発生時に道路施設を迅速に復旧できる体制の整備に努める必要がある。

### 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

#### 7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

##### 1. 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理

町、県、農業関係施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に止めるために、相互に連携して施設整備等の予防対策を実施する必要がある。

### 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備すること

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

##### 1. 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害により発生した廃棄物の処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設により生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとするが、特に甚大な被害を受けた場合においては、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、県に連絡し、他市町、応援団体又は「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する必要がある。

また、「震災廃棄物対策指針」等に基づき、災害廃棄物処理計画の策定に努める必要がある。

### 第三章 脆弱性評価

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### 1. 道路の迅速な復旧・復興を担う人材等の確保・育成

道路の迅速な復旧・復興の担い手不足解消のため、総合評価の算定基準に災害時の地域貢献を加えるとともに、発注業務の平準化や余裕ある工期の設定など、就労環境の改善等を図ることで人材確保・育成を図る必要がある。

#### 2. 道路施設の応急復旧体制の整備・強化

国や県、建設業者等と連携し、災害発生時に道路施設を迅速に復旧できる体制を整備するとともに、業務内容の確認と連絡体制の強化を図る必要がある。

#### 3. 防災リーダー等の人材育成

自助・共助による地域の防災力強化には自主防災組織の活性化が必要であるため、栃木県の研修会等を活用し、自主防災組織リーダーなどの人材育成に努める必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

#### 1. 文化財の保護

町は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、安全対策の促進を図る必要がある。

### 第四章 国土強靭化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第三章において設定した7の個別施策分野と1の横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性和効率性が確保できるよう十分に配慮します。

#### 1 脆弱性評価に基づく個別施策分野の推進方針

##### (1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

###### ①自主防災組織の推進・強化

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図るとともに、災害時に、自主防災組織によって初期消火等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、自主防災組織が行う防災訓練に消防団員を派遣し、又は石橋地区消防組合に消防職員の派遣を依頼し、実践的な消火訓練や救助訓練等を実施するなど、地域の防災力の強化を図ります。



###### 【主な取組】

- ・未設置自治会への自主防災組織の設立支援
- ・自主防災組織における防災訓練等の実施
- ・防災リーダーの育成・確保のための研修会等への参加

###### ②住民に対する防災意識の高揚

ハザードマップや地域防災計画を適宜見直し、防災思想の普及徹底及び消防体制の充実によって、災害の未然防止及び軽減を図ります。

###### 【主な取組】

- ・ハザードマップの作成・周知やマイタイムラインの作成支援
- ・地域防災計画の見直し・周知



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### ③物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備します。また、町の備蓄品だけでは不足する場合に必要な食料や生活必需品の供給が受けられるよう、各企業や事業所と応援協定を締結していますが、今後も他の関係機関と物資の供給に関する協定を締結するなど災害時の物資の調達体制を整備します。

#### 【主な取組】

- ・食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備
- ・医薬品、医療救護資機材等の備蓄、調達体制の整備
- ・防災用資機材の備蓄、調達体制の整備
- ・物資・資機材等備蓄スペースの確保



### ④消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしています。このため、町は、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図ります。

#### 【主な取組】

- ・消防団施設整備
- ・消防団員の準中型免許取得費用補助



©かみたん

## 第四章 国土強靭化の推進方針

### ⑤防災・避難体制の整備

町は、すでに避難施設(福祉避難所を含む。)を指定していますが、場所や備蓄品の量については、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化など、状況に応じて適宜見直すものとします。また、防災マップや広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等、避難に必要な知識の周知徹底に努めます。

#### 【主な取組】

- ・避難場所の整備・見直し
- ・避難に関する知識の周知徹底
- ・非常用電源の確保
- ・車中や公園など避難所外避難者への対応検討
- ・避難者の健康管理体制整備



### ⑥ 災害対策本部の強化

災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図ります。

さらに災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなります。非常時の優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となるよう、業務継続計画(BCP)を策定します。

また、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが重要とされているため、燃料の備蓄だけでなく、電気自動車を活用した移動電源の確保により、災害対策本部や避難所の電力確保を図ります。

#### 【主な取組】

- ・災害対策本部機能(ソフト・ハード両面)の強化
- ・上三川町の業務継続計画(BCP)の策定
- ・非常用電源の確保【再掲】



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### (2) 住宅・都市・土地利用

#### ①建築物の安全性の強化

災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進します。

公共建築物(町庁舎や学校・体育館等)は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、安全性の強化を図るとともに、耐震改修整備を計画的・効果的に推進します。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図ります。

その他に必要と想定される住宅の耐震化、ブロック塀等の倒壊防止、等の安全対策を推進します。

#### 【主な取組】

- ・老朽化建築物(一般建築物)に対する助成事業の促進
- ・ブロック塀の倒壊防止に対する助成事業の促進
- ・町庁舎や学校施設等の計画的な維持・改修



#### ②都市公園事業の推進

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保します。

#### 【主な取組】

- ・市街地における都市公園の整備



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### ③河川の強靭化

本町には、鬼怒川、田川、江川、武名瀬川、篠郷川の5本の一級河川が存在し、国・県において整備を進めています。町内の河川は、農地の多面的機能の低下等により雨水の貯留能力が低下し、台風や集中豪雨の際は浸水等の被害が発生していることから、今後は危険箇所の改修を進めます。

#### 【主な取組】

- ・河川の強靭化

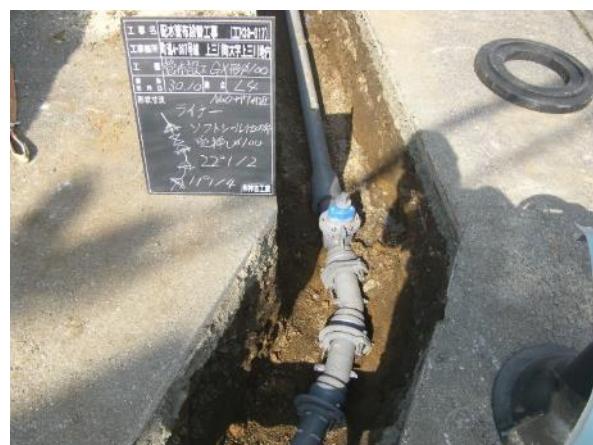


### ④上下水道施設の耐震化

町は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、水道施設の耐震化を図ります。また、下水道施設についても、ストックマネジメント計画により施設の長寿命化に伴う改築、更新に合わせた耐震化を図ります。

#### 【主な取組】

- ・水道施設(管路)の耐震化
- ・下水道施設の耐震化や老朽化対策



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### (3) 保健医療・福祉

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保及び人心と人身の安定・保護のため、町は関係機関と連携して、保健衛生対策や避難行動要支援者への的確な実施を図ります。

#### ①感染症の予防

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する予防策を実施します。

##### 【主な取組】

- ・定期予防接種や狂犬病予防接種の推進
- ・浸水被害地域の消毒体制の整備

#### ②医療救護体制の整備

大規模な自然災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ・初期医療体制の整備
- ・後方医療体制等の整備
- ・医療救護活動(DMAT等)の応援要請

##### DMATとは

「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略して「DMAT(ディーマット)」と呼ばれています。

#### ③避難行動要支援者への対応

災害時の一連の行動に対して支援を必要とするひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、難病患者などの「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図ります。

##### 【主な取組】

- ・避難行動要支援者等の救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化
- ・社会福祉施設等における安全性並びに緊急連絡体制の確保
- ・福祉避難所の確保

## 第四章 国土強靭化の推進方針

### (4) 産業・エネルギー・環境

#### ①企業の強靭化支援

大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥りにくくするためには、地域の経済力の強化が重要な要素であり、上三川町の強みや特性を生かした産業振興や、町内企業の大半を占める中小企業・小規模企業に対する支援等の力強い企業の育成に平素から取り組む必要があります。

##### 【主な取組】

- ・企業の業務継続体制整備の支援
- ・被災企業等への金融支援(セーフティネット)の確保とその周知

#### ②災害廃棄物の適正な処理

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理に関する計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努めます。

##### 【主な取組】

- ・災害廃棄物処理に関する計画の策定及び継続的な見直し



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### (5) 情報通信・交通・物流

#### ① 情報収集及び伝達体制の整備・強化

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じるとともに、通信ルートの多重化に努めます。

##### 【主な取組】

- ・的確な情報収集手段の確保・運用の習熟
- ・住民への情報伝達手段の多重化



#### ② 道路の防災減災対策

災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できるよう、危険箇所等の防災対策を進めます。また、町内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努めます。

##### 【主な取組】

- ・避難経路の安全確保
- ・速やかな道路復旧体制の整備
- ・浸水箇所の対策



#### ③ 管理橋梁の耐震化・老朽化対策

災害発生時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び復旧復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進します。

##### 【主な取組】

- ・管理橋梁の耐震化
- ・橋梁の長寿命化の推進



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### (6) 農林水産

平時はもちろん、有事においても食料供給機能を維持しなければなりません。強靭な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靭化に努めます。

また、町、県、農業関係施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に止めるために、相互に連携して施設整備等の予防対策を実施します。

#### ①農業共同利用施設管理体制の整備

農業共同利用施設(農産物倉庫、農産物集出荷施設、種苗生産施設等)の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図ります。また、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めます。

##### 【主な取組】

- ・農業共同利用施設の管理体制の強化

#### ②生産基盤等の災害対応力の強化

食料の安定供給を確保するとともに、生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、水利施設等の整備・耐震化などの防災対策を推進します。

##### 【主な取組】

- ・農道の整備
- ・農業にかかる生産基盤等の災害対応

#### ③森林の適切な整備保全

災害の発生や被害の抑制を図るため、森林等が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携し、森林保全活動を推進します。

##### 【主な取組】

- ・地域の共同活動による森林の保全活動の推進



## 第四章 国土強靭化の推進方針

### (7) 教育・文化

#### ①学校や幼稚園・保育所等における児童・生徒の安全確保

学校安全計画及び危機管理マニュアルは、全ての学校において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ見直しを行います。

また、計画やマニュアルに基づき、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に関する研修などの防災対策を実施します。幼稚園・保育所等への災害対策の指導・助言を行います。

##### 【主な取組】

- ・各学校における学校安全計画の策定・見直し
- ・児童・生徒・教職員の防災対策の実施
- ・通学路の安全確保
- ・施設の耐震化及び避難所施設(学校体育館等)の整備・改修



#### ②文化財の保護

町や文化財所有者は、文化財の防災対策を進め、実践的な消防訓練等防災対策を実施するとともに、伝統・文化が保護継承されるよう、平時から体制の構築に努めます。

##### 【主な取組】

- ・文化財の保護・保全
- ・文化財の防火対策



### 2 横断的分野の推進方針

#### (1) リスクコミュニケーション・老朽化対策

##### ①防災意識の高揚、防災教育の実施

災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、町民の防災意識の高揚に努め、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設(病院、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など)の管理者及び職員に対する防災教育を実施するとともに、県及び関係機関や民間団体等との連携強化を図る必要がある。

##### 【主な取組】

- ・ハザードマップの作成・周知やマイタイムラインの作成支援

##### ②地域防災力の向上

災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整えるため、地域防災力の向上を図ります。

##### 【主な取組】

- ・地籍調査の推進

##### ③避難行動要支援者への対応

災害発時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、県と連携しながら、避難行動要支援者対策を実施します。

##### 【主な取組】

- ・避難行動要支援者等の救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

##### ④建築物及びライフライン施設等の老朽化対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路橋、上下水道、その他の公共施設が、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努めます。

##### 【主な取組】

- ・水道施設の耐震化や建築物・基幹管路の老朽化対策

### 第五章 計画の推進と不断の見直し

#### 1 優先的に取り組む施策

##### (1) 高齢者など避難行動要支援者に配慮した防災対策

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする避難行動要支援者となることが想定されるため、こうした人々に配慮した個人情報保護を配慮したうえでの所在情報の確認や自主防災組織・NPO等と連携を強化していくなどの防災対策を推進していきます。

##### (2) 大規模災害に対応できる防災体制の充実

東日本大震災のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の構築などの防災基盤の充実、県、他市町間の相互応援協力体制の整備などを進めます。

##### (3) ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、町、県、住民が連携し、災害情報を共有しながら、立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を取り入れた防災対策を推進していきます。

##### (4) 災害応急対応に関する職員体制の強化

災害発生時には、全職員が対応することになるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、災害応急対応について職員の理解を深めるための取組を推進します。

### (5) 避難経路や物資輸送経路の確保

災害時には、必要な物資を運ぶためのルートや、指定された避難所又は福祉避難所に向かうためのルートが、冠水などの理由で分断される場合があります。そのような際にも、避難所等まで安全に到着できるよう、国道や県道だけでなく、災害に強い町道の確保及び道路の多重化に努めます。

道路ネットワークの多重化は、災害時だけでなく、突発的な事故や道路工事といった平常時においてもその効果を発揮することが考えられます。

### (6) 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治水対策

大規模な水害に対応するために、国や県が指定した浸水被害想定区域に該当する場合、洪水ハザードマップの周知を徹底するなど、ハード、ソフトが一体となった総合的な流域の安全度を確保するための社会基盤の整備や既存施設の強化を図り、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行います。

### (7) 物資の備蓄・調達・輸送体制の強化

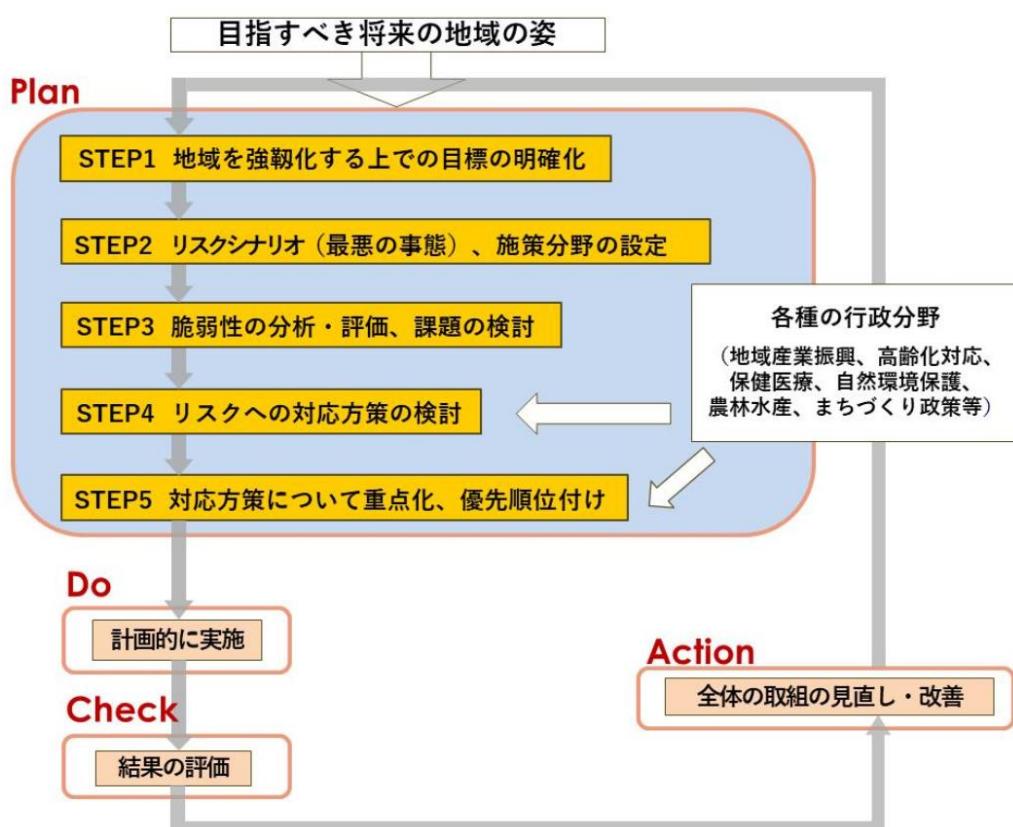
男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄するとともに、倉庫業者、運送業者、小売業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに物資を調達できる体制整備を図ります。

### 2 各種施策の推進及び進捗管理

#### (1) 推進方針に関する取組のKPI及び実行計画

本計画は、地域を強靭化するまでの目標を明確化し、リスクシナリオ（最悪の事態）の設定や脆弱性評価を行ったことによって洗い出されたリスクへの対応策について、推進方針や主な取組を定めたものです。これを基本に地域強靭化に係る施策や事業を展開することになりますが、その進捗等に応じて推進方針や主な取組を見直し、必要に応じ新しい事業等を追加しながら軌道修正していく必要があります。

このため、「第四章 国土強靭化の推進方針」の主な取組に関する具体的な施策や事業を「上三川町地域強靭化実行計画」としてとりまとめ、これに基づき事業を実施するとともに、定期的に施策の進捗状況の把握等を行い、全体の計画の見直しや改善を行うPDCAサイクルを回していくこととします。



# 上三川町国土強靭化地域計画

発行日 令和2(2020)年2月

編集・発行 栃木県 上三川町(企画課)

住所 〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

電話 0285-56-9111(代表) FAX 0285-56-6868

ホームページ <https://www.town.kaminokawa.lg.jp/>

